

## 第2章 ウラン濃縮問題の展開と第2回米朝首脳会談 ——地域的措置の限界と核不拡散措置の効用——

倉田 秀也

### 問題の所在——地域的措置と核不拡散措置の配分

核拡散問題には核不拡散措置だけではなく、その地域に固有の安保環境に配慮する地域的措置が伴う。北朝鮮の核開発問題も例外ではなかった。北朝鮮による核兵器不拡散条約（NPT）からの脱退宣言（1993年3月12日）後の「第1次核危機」のなか、米朝高官協議で成立した米朝「枠組み合意」（1994年10月21日）は、国際原子力機関（IAEA）の保障措置など多くの核不拡散措置を盛り込んでいたが、米国は安全保障のためにNPTから脱退宣言を行った北朝鮮に、核不拡散措置を強要することの限界を知悉していた。その時期の北朝鮮の核兵器開発は寧辺のプルトニウム関連施設で行われていたが、米国はそれらを凍結から解体するに従って米朝2国間関係を段階的に改善することを考えた。核不拡散措置を米朝二国間関係の改善という北朝鮮の安全保障に裨益する地域的措置と運動させることこそが、米朝「枠組み合意」を特徴づけていた<sup>1</sup>。韓国が関与する地域的措置については、それとは別途に、南北対話の他、軍事停戦体制を平和体制に転換する問題では、「新しい平和保障体系」の下に米朝平和協定を主張する北朝鮮を「南北間の和解、不可侵、交流・協力に関する合意書」（1991年12月13日採択、92年2月19日発効、以下「南北基本合意書」と略記）に従って南北間の平和体制に誘導すべく、ジュネーヴで開催された4者会談（韓国、北朝鮮、米国、中国）で議論されたのである。

この構図に変調をもたらしたのが、2002年秋に浮上した北朝鮮の高濃縮ウラン（HEU）計画の疑惑であった。HEUとは平和利用のための低濃縮ウラン（LEU）の濃縮度を大きく上回る兵器級のウランを指す。翻ればHEUとLEUの差は濃縮度にしかなく、LEU生産という託言の下に濃縮を繰り返し、HEUを生産することは不可能ではない。確かに、その時点での北朝鮮のHEU計画疑惑は遠心分離機の入手などによるもので、HEU生産に至っていたとは考えにくい。ウラン濃縮は——プルトニウム関連施設とは異なり——必要な施設、機材、放射性物質を分散できるなど秘匿性が高く、米国は北朝鮮に計画段階でそれを放棄させようとした。しかし、北朝鮮は米国が呈したHEU計画疑惑に対抗して、米朝「枠組み合意」によるプルトニウム関連施設の「凍結」を解除し、プルトニウム抽出とウラン濃縮の双方で核兵器開発を追求した。ブッシュ（George Bush, Jr.）政権は「完全で検証可能で不可逆的な解体（Complete, Verified and Irreversible Dismantlement: CVID）」という北朝鮮「非核化」の原則を掲げ、「完全（complete）」を筆頭に掲げ、プルトニウムだけではなく、ウランによる核開発も阻止しなければならなかった。

この「第2次核危機」でも米国は、核不拡散措置に加え地域的措置の必要を考えていた。そもそも6者会談は、北朝鮮のHEU計画疑惑の浮上とNPT脱退表明に対して国連安保理が審議すべきところ、集団安保措置をとることで緊張の高潮を恐れた米中両国が、国連安保理を回避して生まれた多国間協議であった<sup>2</sup>。そこに韓国が参加したことの意味は大きかった。盧武鉉政権は核不拡散措置だけではなく、南北関係の全般的改善に加えて平和体制樹立などの朝鮮半島に固有の地域的措置を講じて、北朝鮮が核保有を不要とする条件を

つくり出すことを提唱した。したがって、本稿の目的の一つは、HEU計画の疑惑が浮上するなか、6者会談で核不拡散措置と地域的措置がいかに議論されたかを明らかにすることにある。

もとより、6者会談は当初の目的を達成できず、北朝鮮はHEU計画を認めることはなかったばかりか、2006年10月、その間抽出したプルトニウムによる核実験を許してしまった。北朝鮮の核開発問題は、それまで回避されてきた国連安保理に付託され、大量破壊兵器(WMD)開発に関連する物資、その他の軍事物資、贅沢品の禁輸を要請する決議第1718号(S/RES/1718)が採択されることになった。その後もHEU計画を含む「全ての」核計画の申告が議論されたが、6者会談はやがて無期休会に追い込まれた。ブッシュ政権後を担ったオバマ(Barack Obama)政権も、北朝鮮に再度の核実験と弾道ミサイル発射を許し、国連安保理は制裁措置を強化する他なかった。わけても、北朝鮮が2016年初頭に強行した「水爆」実験と「テポドン-2」派生型の発射に対して採択された国連安保理決議第2270号(S/RES/2270)は、制裁措置をそれまで回避されていた北朝鮮産の石炭、鉄などの輸入と調達禁止など、民生部門にまで拡大したのである<sup>3</sup>。

国連安保理による経済制裁の強化は今次「核危機」を特徴づけているが、金正恩から朝鮮半島「非核化」に言及する発言を導き出し、南北首脳会談とトランプ(Donald Trump)米大統領との米朝首脳会談を仲介したのは、韓国の文在寅大統領であった。その機動力が平和体制樹立という朝鮮半島に固有の地域的措置であったことは、南北首脳会談で発表された「朝鮮半島の平和と繁栄、統一のための板門店宣言」(板門店、2018年4月27日、以下「板門店宣言」と略記)が示している。

それ以降、第1回米朝首脳会談で米朝共同声明(シンガポール、2018年6月12日)、文在寅の平壤訪問(2018年9月18-20日)で「9月平壤共同宣言」(2018年9月19日)が採択されるが、それらの文書で「板門店宣言」に盛り込まれた地域的措置が、核不拡散措置といかなる関係にあったのかが問われなければならない。そこで2002年以来、制御できなかったHEU計画がいかに扱われたかも考察の対象となろう。実際、第2回米朝首脳会談(ハノイ、2019年2月27-28日)が文書不採択に終わった背景の一つは、北朝鮮のウラン濃縮施設の申告であったことが明らかになっている。以下、米朝「枠組み合意」が崩壊する過程に遡り、ウラン濃縮問題の展開を概略し、改めて「完全」な「非核化」におけるHEU計画の比重を考えてみる。その上で国連安保理制裁の緩和を求める北朝鮮の主張に配慮しつつ、第2回米朝首脳会談の意義を考察してみたい。

## 1. 6者会談とHEU計画——地域的措置の先行と埋没

### (1) 「完全」な「非核化」の二つの意味——ウラン濃縮度と平和利用の権利行使

クリントン政権期、米国は北朝鮮の核開発が寧辺にあるプルトニウム関連施設で行われており、この核施設の凍結と解体を通じて北朝鮮を「非核化」に導くことは可能と考えていた。ところが、2002年に計画の疑惑が浮上したHEUが濃縮度からいって兵器級ウランに相当する上、「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」(1992年1月20日署名、92年2月19日発効、以下「南北非核化共同宣言」と略記)でプルトニウム再処理とウラン濃縮施設を保有しないことが謳われており、平和利用目的のLEUの施設保有も禁じられていた。米

朝「枠組み合意」は「南北非核化共同宣言」の履行も謳っており、北朝鮮の HEU 計画はこれら二つの核不拡散の地域取り決めに同時に違反していた。HEU 計画疑惑が生じたとき、米国が寧辺のプルトニウム関連施設の解体を見届けてから HEU 計画について別の協議を提起していれば、プルトニウム関連施設は 2000 年代初頭に解体されていたかもしれなかった。

6 者会談が国連安保理での審議を迂回して成立した多国間協議であったため、地域的措置に関する議論が先行したのは自然であった。とりわけ、韓国の盧武鉉政権は北朝鮮に核放棄を促す上で南北関係の全般的改善、平和体制の樹立を主張しつつ「南北基本合意書」の意義を強調した。「南北基本合意書」は軍事的信頼醸成、経済協力はもとより、上述した通り、第 5 条で南北間の平和体制樹立を誓約した包括的な文書であった。盧武鉉が提唱した北朝鮮の核放棄のための「包括的」アプローチとは、北朝鮮に核不拡散の規範を強要するだけでなく、朝鮮半島に固有の安保環境に配慮しつつ、通常兵力の軍備管理、経済交流などを通じて核放棄を促すというアプローチを指していた<sup>4</sup>。

地域的措置が議論されるなか、6 者会談で米国側首席代表の任にあったケリー (James Kelly) 国務次官補が、第 3 回 6 者会談 (北京、2004 年 6 月 23-25 日) で行った「6 月提案」は特筆してよい。その提案の大半を占めるのは——北朝鮮でなくとも——核兵器を不法に開発した非核兵器国なら課せられるべき核不拡散措置であった。それは HEU 計画を含む北朝鮮の「完全」な「非核化」のための段階論によっているが、ケリーはここで「初期準備期間 (initial preparatory period)」としてまず 3 カ月間を設定し、その間北朝鮮がとるべき措置として、①「全ての核活動を網羅する完全なリストの提出 (listing) および核活動を全て稼働停止 (cease operation) とすること」、②「全ての核分裂性物質を確保し全ての燃料棒の監視を認めること」、③「全ての核兵器・兵器部品と主要な遠心分離機部品を公開で監視可能な形で無能力化 (disablement) すること」を挙げていた<sup>5</sup>。これらに共通する「全て」は、③で「遠心分離機部品」に言及されていることから、HEU 計画を含むものと考えられてきた。

それにもかかわらず、北朝鮮は 6 者会談で HEU 計画の存在を公式に認めたことはなかった。北朝鮮が認めたのは LEU による「平和的核動力工業」に限られていた。6 者会談で北朝鮮は「凍結対補償」原則を掲げ、「凍結」の対象を寧辺の核施設に限定して「補償」を求めると同時に、米国に「平和的核動力工業」の名目で原子力平和利用の権利行使を認めさせようとした<sup>6</sup>。ブッシュ政権は、北朝鮮が NPT から脱退したと表明した以上、その第 4 条が謳う原子力平和利用の「奪い得ない権利」を行使できないと強調した。CVID の筆頭の「完全」に、プルトニウムだけではなく HEU による核兵器開発も認めない意思が込められていたことは上述の通りであるが、同時に——北朝鮮が NPT から脱退したと主張している以上——LEU による原子力平和利用の権利行使も認めない意思も込められていた。

## (2) 「申告」と「無能力化」の跛行性——共同声明と「2・13 合意」

それ以降、6 者会談での議論は「凍結」の範囲——核兵器計画だけではなく「平和的核動力工業」を含むのか——に集約されたが、北朝鮮が核活動「凍結」の範囲を寧辺のプルトニウム関連施設に限定した上で、原子力平和利用の権利行使として「平和的核動力工業」を位置づけ、HEU 計画として認めたことはなかった。核活動の「凍結」範囲に合意がない以上、この時期の 6 者会談で「完全なリストの提出」、「稼働停止」、「無能力化」など、ケリー

が「6月提案」で提示した核不拡散措置に合意をみることもなかった。

第4回6者会談第2セッション（北京、2005年9月13-19日）の最終日に発表された共同声明は6者会談で初の合意文書となったが、ここで北朝鮮は「全ての核兵器および既存の核計画を放棄する」と記されたものの、この文書全体を通じて「凍結」に言及されず、「6月提案」が挙げた核不拡散措置も盛り込まれなかった。したがって、寧辺の核施設は——米朝「枠組み合意」とは異なり——共同声明以降も稼働し続け、放棄するとされた「既存の核計画」がHEU計画を含むとも明言されなかった。共同声明が強調したのは、やはり地域的措置であった。米国はここで米朝国交正常化のための措置をとることも約束した他、「直接の当事者は適当な話し合いの場で、朝鮮半島における恒久的な平和体制について協議する」<sup>7</sup>ことにも合意し、4者会談を6者会談の枠組みで再開することも謳ったのである。

ところが、6者会談共同声明と同時期、米国が発動した「金融制裁」に対して、北朝鮮はその解除を6者会談継続の条件としつつ、2006年7月5日に弾道ミサイルを連射したのに続き、同年10月9日に核実験を強行した。北朝鮮の核開発問題はそれまで避けられていた国連安保理の審議に付され、WMD、その他の軍事物資、贅沢品の禁輸などを盛り込む決議第1718号が採択された。ここで米国は、北朝鮮が核兵器能力を保有した現実から遡って「完全」な「非核化」に導くことを考えざるをえなかった。米国がこのような姿勢で臨んだ6者会談が再び合意文書を生むのは、第5回6者会談第3フェーズ（北京、2007年2月8-13日）を待たなければならなかった。その最終日に「共同声明の実施のための初期段階の措置」（以下「2・13合意」と略記）が発表されたのである<sup>8</sup>。

「2・13合意」で北朝鮮がとるべき「初期段階（initial phase）措置」の多くは、ケリーが「6月提案」で「初期準備期間」の措置として挙げたものと重複していた。共同声明でも稼働を阻止できなかった寧辺のプルトニウム関連施設については、北朝鮮が「活動停止および封印」した上で「必要な監視および検証を行うためにIAEA要員の復帰を求める」（II-1）ことになったが、これらは「6月提案」で言及された核活動の「稼働停止」と「全ての核分裂性物質を確保し全ての燃料棒の監視を認めること」と同様の措置を指していた。また、「2・13合意」ではウラン濃縮施設について「全ての核計画のリストについて他の参加者と協議する」（II-2）と述べられたが、これについて「6月提案」は「全ての核活動を網羅する完全なリストを提出」することを挙げていた。CVID実現のため「6月提案」が挙げた措置の多くは、「2・13合意」では共同声明履行のための措置に転化していた<sup>9</sup>。

この文書が挙げた措置で、「6月提案」と重複した措置はそれだけではなかった。「2・13合意」は「初期段階措置」の「次の段階」（第2段階）として「黒鉛減速炉および再処理工場を含む全ての既存の核施設の無能力化」を想定していたが、「無能力化」もまた、「6月提案」ですでに言及されていた。ただし、「6月提案」で提案された「無能力化」の対象は上述の通り、「主要な遠心分離機部品」を含むとされ、ウラン濃縮施設も想定されていた。「2・13合意」もまた、「無能力化」の対象を「黒鉛減速炉および再処理工場を含む全ての既存の核施設」とし、ウラン濃縮施設を排除していなかった。しかし、6者会談で北朝鮮がHEU計画を認めなかったがゆえに、ウラン濃縮施設は「初期段階措置」で北朝鮮が提出する「全ての核計画のリスト」に含まれるべきと考えられていた。したがって、「無能力化」は「初期段階措置」で「活動停止および封印」を済ませた寧辺のプルトニウム関連施設に対してとられるものと考えられた。寧辺のプルトニウム関連施設と北朝鮮が認めていないHEU計画の

間で、とられるべき「非核化」措置に跛行性が生じることになったといってもよい。

「2・13合意」が核不拡散措置を強調するなか、地域的措置は埋没していった。確かに、「2・13合意」は米朝間の「完全な外交関係」のための協議の開始に加え、米国がテロ支援国家指定から北朝鮮を解除する作業、敵国通商法の北朝鮮への適用を終了する作業を進めることに合意した。またここでは、朝鮮半島の非核化だけでなく、米朝、日朝国交正常化、エネルギー協力、北東アジアの平和および安全のメカニズムに関する作業部会の設置にも合意をみた。しかし、この文書では地域の安保協力について6者会談閣僚会談を開催することも謳いながら、それは上に挙げた「初期段階の措置が実施された後」とされ、平和体制樹立もほぼ最後の項目で触れられたに過ぎなかった。「2・13合意」は、地域的措置が先行し核不拡散措置に合意がなかった共同声明とは好対照をなしていた。

## 2. 核実験後の HEU 計画——核不拡散措置への比重

### (1) 「寧辺以外」でのウラン濃縮施設の拡充——「10・3合意」

米国は「2・13合意」でいう「全ての核計画」の「一覧表」に網羅される核施設が寧辺に限られるとは考えていなかった。ウラン濃縮施設は寧辺のプルトニウム関連施設に隣接して建設されることもあるが、寧辺以外の用地に建設されることもありえた。秘匿性の高いウラン濃縮施設、資材をあえて寧辺に集約しなければならない必要性は乏しいからである。ブッシュ再選後6者会談首席代表となったヒル（Christopher Hill）は、これらを「寧辺以外（non-Yongbyon）」の施設と呼び、それらもまた申告されるべきことを強調していた<sup>10</sup>。

第6回6者会談第2セッション（2007年9月27-30日）を経て採択された「共同声明の実施のための第2段階措置」（北京、2007年10月3日、以下「10・3合意」と略記）は、「2・13合意」の措置のうち、さらなる核実験を阻むべくプルトニウム関連施設の「無能力化」に力点を置いていた。ここでは「まず第一歩として」、「寧辺の核心となる核施設——5MW(e)原子炉、再処理施設（放射化学実験場）、燃料棒製造施設」（括弧内も引用文）は「今年（2007年）末までに無能力化される」（括弧内は引用者）とされていた。もとより、「10・3合意」はウラン濃縮施設の申告を等閑視したわけではなかった。ここで北朝鮮は、「年末（2007年末）までに全ての核計画——ウラン問題の明確化を含む——に関する完全で正確な申告を行うこと」（括弧内は引用者）に合意した。ここでいう「ウラン濃縮問題」とは——北朝鮮がいう「平和的核動力工業」を含む——「全て」のウラン濃縮施設を指し、寧辺にあるもの「寧辺以外」にあるものを問わず申告の上で無力化されなければならない、北朝鮮は申告を通じて「あらゆるウラン濃縮計画と活動に関連する懸念を解消することにも合意した」とも謳われた<sup>11</sup>。「非核化」措置におけるプルトニウム関連施設とウラン濃縮施設との跛行性は「2・13合意」でも指摘したが、それは「10・3合意」にも継承されたことになる。

確かに、「10・3合意」も地域的措置を挙げなかったわけではなかった。そこでは米朝間の「完全な外交関係」のための協議開始に加え、米国がテロ支援国家指定から北朝鮮を解除する作業、敵国通商法の北朝鮮への適用を終了する作業を進めるなど「2・13合意」で米国が行った確約についても、米朝国交正常化のための作業部会での合意に従って履行するとも言及された。しかし、「10・3合意」では、共同声明と「2・13合意」に明記された平和体制樹立については触れられなかった。この問題については、奇しくも「10・3合意」

の翌日、盧武鉉大統領と金正日国防委員会委員長の間の南北首脳会談で発表された「南北関係の発展と平和繁栄のための宣言」（平壤、2007年10月4日、以下「10・4宣言」と略記）で、朝鮮戦争終戦を宣言する問題を「3者もしくは4者による首脳会談」で協議するとされ、南北関係で謳われることになったが<sup>12</sup>、米朝関係が「10・3合意」で核不拡散措置を先行させるなか、平和体制樹立問題をはじめ、「10・4宣言」に盛り込まれた南北関係の全般的改善などの地域的措置は、次第に「10・3合意」の核不拡散措置のなかに埋没していった。

北朝鮮が「10・3合意」に従ってまず提出した文書は1万8000頁を超える分量に及びながら、寧辺の5MW(e)原子炉、再処理施設などのプルトニウム関連施設の運転記録に限られていた<sup>13</sup>。北朝鮮はウラン濃縮計画について2008年6月末——「10・3合意」から9カ月近くを経て漸く——約60頁程度の申告書を提出したものの——6者会談で「平和的核動力工業」の存在を認めてLEU生産を示唆していたにもかかわらず——そこには「現在ウラン濃縮活動に従事しておらず、将来も従事するつもりはない」<sup>14</sup>と記され、ウラン濃縮計画についての「米国の懸念に理解する」と述べられたに過ぎなかったという<sup>15</sup>。さらに、「無能力化」措置の一環として寧辺にある冷却塔が爆破されたものの、7月に開かれた6者会談首席会合で合意された検証措置が「国際的基準」に満たないと国内の批判から、米国が期日内に北朝鮮のテロ支援国指定解除の手続きをとらなかったことに対し、北朝鮮外務省代弁人は「無能力化」の中断を発表するに至った<sup>16</sup>。

## (2) 寧辺におけるウラン濃縮施設——「平和的核動力工業」の可視化

オバマ政権が発足すると、北朝鮮は6者会談で「平和的核動力工業」としたウラン濃縮を公言することになる。オバマが「プラハ演説」で「核なき世界」を謳ったその日、北朝鮮は「人工衛星打ち上げロケット」「銀河-2」を発射した。これに対して国連安保理議長が非難声明を発表すると、北朝鮮は外務省声明で「自前の軽水炉発電所建設を積極的に検討するであろう」<sup>17</sup>と述べた。ここで北朝鮮は「平和的核動力工業」とした計画を——上述の申告書ではウラン濃縮活動自体を否定したにもかかわらず——軽水炉建設の一環と明言したことになる。北朝鮮外務省代弁人はまた、「6者会談とともに朝鮮半島非核化の念願は永遠に去った」としつつ、「軽水炉型原子力発電所の建設を決定し、その最初の工程として核燃料を自身で生産、保障するための技術開発を遅滞なく進める」<sup>18</sup>と通告した。

さらに北朝鮮は、第2回核実験（2009年5月25日）に対し国連安保理が決議第1874（S/RES/1874）を採択すると、外務省声明を通じて「自前の」軽水炉建設の決定に従ってウラン濃縮技術開発が成功し、試験段階に入ったと発表した<sup>19</sup>。一連の声明文ではウラン濃縮施設の建設地は明言されなかったが、北朝鮮は6者会談で主張した「平和的核動力工業」をウラン濃縮施設として建設し、米国に原子力平和利用の権利行使を可視的に示すことを考えた。北朝鮮は2010年秋、そのウラン濃縮活動が平和利用目的であることに米国が呈した疑義を払拭するとして<sup>20</sup>、スタンフォード大学のヘッカー（Siegfried Hecker）と元朝鮮半島和平担当特使のプリチャード（Charles Pritchard）韓国経済研究所（Korea Economic Institute：KEI）所長に寧辺に建設されたウラン濃縮施設を公開したのである。

北朝鮮がこの施設をあえて寧辺に建設したことには政治的意図があったと考えなければならない。この施設は2010年7月末に着工され、6段のカスケードからなるガス遠心分離機約2000を保有していたというが<sup>21</sup>、この施設内の機材は——ヘッカーがいうように——

「寧辺以外」の施設で製造された後に搬入されたとみるべきであろう<sup>22</sup>。ただし、6フッ化ウラン (UF<sub>6</sub>) などの放射性物質も「寧辺以外」の施設で製造されたであろうが、その全てが寧辺に搬入されたとは限らない。寧辺のウラン濃縮施設がかりに LEU 生産のための施設であったとしても、北朝鮮が HEU 生産を考えていたなら、「寧辺以外」の施設で製造された放射性物質を確保し、そこで濃縮を繰り返したであろう。したがって、北朝鮮が寧辺のウラン濃縮施設を公開した後も、「寧辺以外」の施設についての疑惑は払拭されることはなかった。10年12月、IAEA 理事会でデイヴィーズ (Glyn Davies) 米大使は、「寧辺以外」にウラン濃縮施設があると報告したが<sup>23</sup>、北朝鮮がこれを認めることはなかった。翌年7月末、ニューヨークでの米朝協議でも金桂官外務省第1副相は、寧辺のウラン濃縮施設を「電力生産のための平和的核活動」との立場を繰り返し、「寧辺以外」にウラン濃縮施設は存在しないと述べたという<sup>24</sup>。

また、デイヴィーズが北朝鮮政策担当特別代表に任命された後、金桂官と纏めた「閏日合意」(2012年2月29日)は、米国が栄養物資24万トンを支援することに対して、北朝鮮は核実験、長距離ミサイルの発射停止に加えて、「寧辺でのウラン濃縮活動を臨時中止」することを約したが<sup>25</sup>、そこでも「寧辺以外」についての言及はなかった。「閏日合意」は、北朝鮮が「光明星3号」と呼ぶ「人工衛星」運搬ロケット「銀河3」打ち上げ(2012年4月13日)により崩壊し、オバマ政権期の米朝間の唯一の合意文書となった。その後、寧辺内外を問わず、ウラン濃縮活動が米朝間の議題になることはなかった。ウラン濃縮を含む「完全」な「非核化」は「不完全」なままオバマ政権は終焉したこととなる。ブッシュ政権が掲げた CVID は後退し、北朝鮮のウラン濃縮活動を凍結から解体に導く負荷は、オバマ政権を経てトランプにかかることになったのである。

### 3. 二つの措置の相剋——「段階的かつ包括的アプローチ」と FFVD

#### (1) 地域的措置の先行——「板門店宣言」と米朝共同声明の方向性

金正恩が朝鮮半島「非核化」に言及して以来、中朝首脳会談などを通じて「段階的・同時並行的」な非核化を強調するなか、これを南北間の文書に纏めつつ、史上初の米朝首脳会談を仲介したのは韓国の文在寅政権であった。大統領就任直後、文在寅はトランプとの初の首脳会談(ワシントン、2017年6月30日)で、北朝鮮の核問題について「制裁と対話を活用した段階的かつ包括的なアプローチ」を提唱し、トランプと意見の一致をみたという<sup>26</sup>。文在寅がいう「段階的」は、金正恩が習近平国家主席に述べたという「段階的・同時並行的」非核化と共鳴するが、「包括的」とは——盧武鉉政権を振り返ってみても——核不拡散の規範によってのみ北朝鮮を「非核化」に導こうとするのではなく、南北関係の全般的改善、平和体制樹立など、朝鮮半島に固有の安保環境に配慮するアプローチを指す。文在寅が帰国後、「韓半島をめぐる力学関係でわれわれの力量がさらに大きくなり重要になりました」とした上で、「永久的平和体制を構築する長い旅を始めなければなりません」<sup>27</sup>と述べたように、「包括的」とは盧武鉉政権の「包括的アプローチ」を継承していた。盧武鉉と同様、文在寅は「南北基本合意書」、「10・4宣言」などの既存の南北間文書を履行することで、韓国が朝鮮半島に固有の地域的措置を主導できると考えていた。

文在寅のこの構想は、「板門店宣言」でいったんは文書化されたといつてよい。この文書

は筆頭に「民族自主」原則を確認した後、「既に採択された南北宣言や全ての合意などを徹底的に履行すること」（第1項目-1）を確認した。そこでは「いかなる形態の武力も互いに使用しないという不可侵合意」（第3項目-1）として「南北基本合意書」を再確認したのに加え<sup>28</sup>、「10・4宣言」を履行することにも合意をみた（第1項目-6）。さらに、ここでは平和体制樹立に関して「10・4宣言」を継承し、「終戦を宣言し停戦協定を平和協定に転換し、恒久的で強固な平和体制を構築するため、南北米3者または南北米中4者会談の開催を積極的に推進していく」（第3項目-3）と謳われた。このような地域的措置のなかで、朝鮮半島の「非核化」については、「完全な非核化を通して核のない朝鮮半島を実現する共通の目標を確認した」（第3項目-4）と言及された<sup>29</sup>。「板門店宣言」で地域的措置が上位に記され、朝鮮半島「非核化」が下位に記されたのは、文在寅と金正恩がともに、朝鮮半島の「非核化」は、南北関係の全般的改善、平和体制樹立という地域的措置のなかで議論されるにせよ、この問題は米朝関係が主軸となることを知悉していたからに他ならない。

かくして米朝首脳会談がもたれたが、そこで発表された米朝共同声明でまず検討すべきは、トランプが米朝共同声明の前文で、北朝鮮に与えると確約した security guarantees —— 朝鮮文では「安全担保」に該当する語があてられた——である<sup>30</sup>。これは、米朝「枠組み合意」で米国が北朝鮮に「与えるであろう」とした「核兵器を使用も威嚇もしない公式の安全の保証（formal security assurances）」——「公式の安全の保証」には朝鮮文で「公式担保」に該当する語があてられた——を想起させる。米朝「枠組み合意」では、北朝鮮が発表したNPT脱退宣言を留保している条件で、核兵器国が非核兵器国に供与する「消極的安全保証（Negative Security Assurances: NSA）」という核不拡散上の規範を米朝関係に読み替える形をとった。また6者会談共同声明では、北朝鮮はNPTから脱退したと主張していたため核不拡散上の規範を援用できなかったが、米国が北朝鮮に「核兵器または通常兵器による攻撃または侵略する意図を有しないことを確認した」とする広範な「安全の保証」を与えた。いずれにせよ、これらの「安全の保証」は宣言的措置——文書上の確約——の形をとり、それが韓国に対する米国の拡大抑止を揺るがすとは考えられていなかった。

これに対して、米朝共同声明の security guarantees が宣言的措置にとどまるとは考えにくい。トランプが会談後の記者会見で中止を発表した米韓合同軍事演習「乙支フリーダム・ガーディアン」は<sup>31</sup>、トランプの韓国との同盟管理を反映しているとはいえ、北朝鮮がいう「対朝鮮敵視政策」を構成する要素であったろう。また、金正恩は「板門店宣言」以前、朝鮮労働党中央委員会第7期3次全員会議（2018年4月21日）で、「いかなる核実験も中長距離、大陸間弾道ロケット試験発射も必要なくなった」として、同年5月に豊溪里の核実験場の坑道を破壊していた。トランプによれば、金正恩はそこで「主たるミサイルエンジン試験場」を「破壊」する用意を伝えたというが、北朝鮮の認識ではこれらの措置も、米国の「対朝鮮敵視政策」の撤回と条件関係にあった。

そう考えたとき、米朝共同声明が発表した「新しい米朝関係」、「平和体制樹立」、「朝鮮半島の完全な非核化」、「朝鮮戦争米兵の遺骨返還」の4項目の順序には、北朝鮮の外交上の優先順位が反映されていたとみてよい。ここで筆頭に挙げられた「新しい米朝関係」を通じて、北朝鮮が米国に求める「対朝鮮敵視政策」の撤回には米韓同盟の無力化も含まれている。とはいえ、米朝首脳会談に至る過程で金正恩が習近平との首脳会談を繰り返したのが、中国の国連安保理常任理事国という地位を念頭に置いていたのなら、当面優先して



撤回を求める「対朝鮮敵視政策」は国連安保理制裁となる。そうだとすれば、米国が国連安保理制裁を緩和することなく、北朝鮮が「朝鮮半島の非核化」に積極的になるとは考えにくい。金正恩が「板門店宣言」で謳い上げた朝鮮戦争終戦宣言のための「南北米3者または南北米中4者会談」も、国連安保理制裁が緩和され、「新しい米朝関係」の下に米韓同盟の無力化が試みられない限り困難となろう。

したがって、「板門店宣言」と米朝共同声明はともに地域的措置の先行を謳いながら、その方向性は一様ではなかった。「板門店宣言」では、文在寅が韓国主導の下に既存文書を通じた南北関係の全般的改善、平和体制樹立を試みたのに対して、金正恩は米朝共同声明がいう「新しい米朝関係」を形成する過程で、米国に国連安保理制裁を緩和させ、米朝関係を主軸とする地域的措置を求めている。上述の通り、かつて6者会談でも平和体制の樹立という地域的措置では南北間の相剋はみられたが、「適当な話し合いの場」での議論で解消していくはずであった。6者会談共同声明は地域的措置を中心に纏められ、核不拡散措置が議論されたのは北朝鮮が核実験を強行してからであった。6者会談の前例をみても、地域的措置についての議論が北朝鮮の核兵器能力を高める余地を与えないためには、早期に核不拡散措置が講じられなければならなかった。それは韓国が「板門店宣言」の「完全な非核化を通じた核のない朝鮮半島」、米国が米朝共同声明の「朝鮮半島の完全非核化」というそれぞれの文書で高い優先順位が与えられなかった項目を北朝鮮との協議で前面に掲げていることを意味していた。

## (2) 核施設の一覧表と降仙のウラン濃縮施設——ポンペオ訪朝と「9月平壤共同宣言」

その課題を担ったのはポンペオ (Mike Pompeo) 国務長官であった。ポンペオが2018年7月の訪朝で、金英哲朝鮮労働党副委員長らに核施設の一覧表の提示を求めたことが明らかとなっている。ポンペオは金正恩との会談が実現しないまま平壤を去るが、北朝鮮外務省代弁人談話は、ポンペオが「CVID だの、申告だの、検証だのと一方的で強盗さながらの非核化要求ばかりを持ち出した」<sup>32</sup>と批判した。核施設の一覧表は、6者会談でケリーが「6月提案」の「初期準備期間」で北朝鮮に求めた「全ての核活動を網羅する完全なリストの提出」を想起させるが、それが寧辺に限定されなかったことは明らかであった。

ここで指摘すべきは、第1回米朝首脳会談と前後して、米国の情報当局者が平壤郊外の降仙にウラン濃縮施設が存在することを指摘していたことである<sup>33</sup>。奇しくもポンペオ訪朝後、降仙のウラン濃縮施設について衛星写真を掲載した報告も公表された。これによれば、その施設は米情報当局が10年以上監視しており、ガス遠心分離機による複数のカスケードを擁し、寧辺に建設されたウラン濃縮施設の2倍の濃縮ウラン生産能力をもつと見積もられていたという。この報告はまた、寧辺と降仙以外に第3のウラン濃縮施設が存在する可能性を指摘していた<sup>34</sup>。ポンペオは降仙のウラン濃縮施設など、「寧辺以外」の核施設についての情報を得て訪朝したと考えてよい。ポンペオは帰国の途に立ち寄った東京で、トランプ政権の北朝鮮「非核化」の原則として「最終的で完全に検証された非核化 (Final, Fully, Verified Denuclearization: FFVD)」<sup>35</sup>を掲げたが、その二つ目のF(「完全」)はウラン濃縮を含む「非核化」を意味することでは、ブッシュ政権がCVIDの筆頭に掲げたC(「完全」)と共通していた。トランプ政権はむしろ、降仙などの「寧辺以外」のウラン濃縮施設の情報を得た以上、FFVDの二つ目のFで網羅すべき施設を明確にすることができた。

さらに、北朝鮮に「完全」な「非核化」を求める課題は、「完全な非核化を通じた核のない朝鮮半島」を謳う「板門店宣言」を纏めた文在寅にも課せられた。もとより、文在寅の関心は、核不拡散措置を強調するポンペオのそれと重複するが同一ではなかった。文在寅が2018年9月の平壤訪問で自ら課したのは、北朝鮮に「完全」な「非核化」措置をとらせる過程で、南北関係の全般的な改善を図り、平和体制樹立という朝鮮半島固有の問題を主導する契機を得ることであった。文在寅は自らの平壤訪問を公表した光復節演説で「完全な非核化とともに終戦宣言と平和協定に向かうための大胆な一歩を踏み出す」<sup>36</sup>と述べていた。しかし、文在寅は平壤で金正恩との南北首脳会談をもち、南北間の軍事的信頼醸成措置を盛り込む「9月平壤共同宣言」を発表したものの——ポンペオが求めた核施設の一覧表の提示に匹敵する——「完全」な「非核化」措置をとらせるには至らなかった。

「9月平壤共同宣言」について、北朝鮮の「完全」な「非核化」という文脈で指摘すべきは、この文書が南北首脳間の文書でありながら、米国がまず「相応措置」をとるべきことを強調していたことである（第5項目-2）。金正恩の認識では、豊溪里の核実験場の坑道を破壊する「非核化」措置にもかかわらず、米国は相応する措置をとっていなかったことになる。「9月平壤共同宣言」は米国がとるべき「相応措置」を特定していなかったが、それが国連安保理制裁の緩和であることは明らかであった。北朝鮮は一時期米国に朝鮮戦争終戦宣言を求めているものの米国が拒絶すると関心を失い、朝鮮中央通信社は「9月平壤共同宣言」後、朝鮮戦争終戦宣言にもはや「恋々としなない」<sup>37</sup>とする論評を発表していた。

さらに、「9月平壤共同宣言」で特筆すべきは、米国の「相応措置」に対して北朝鮮が用意を示した「追加的措置」が「寧辺の核施設の永久廃棄」（第5項目-2）<sup>38</sup>であったことである。金正恩は依然として核開発計画の全貌を開示することには抵抗し、「寧辺以外」で核兵器開発を継続する余地を残そうとしていた。さらに、金正恩はここで第1回米朝首脳会談の際、トランプに「破壊」の用意を伝えたという「主たるミサイルエンジン試験場」について、「東倉里のエンジン試験場とミサイル発射台を関係国の専門家の立ち会いの下まず永久に廃棄する」（第5項目-1）ことを約したが、5月の豊溪里の核実験場破壊が専門家の立ち会いを許さなかったこともあり、ミサイル実験場の破壊も同様の手法をとるとの疑念を生んでいた。8月初頭に東倉里の「西海発射試験場」の一部で解体作業が行われていることが民間の衛星写真の映像で明らかとなったが<sup>39</sup>、専門家の立ち会いはなかった。

にもかかわらず文在寅が強調したのは、「9月平壤共同宣言」が第2項目に挙げた開城工業団地と金剛山観光事業であった<sup>40</sup>。文在寅はその直後の国連総会を機にもたれたトランプとの米韓首脳会談で、核放棄は「北韓（北朝鮮を指す）内部でも後戻りできないほど公式化され」（括弧内は引用者）ていたと語り<sup>41</sup>、国連総会演説では「非核化のための果敢な措置が（中略）終戦宣言に繋がること」への期待を表明しつつ、「完全な非核化と平和のための旅程に国連加盟国の持続的な支持と協力」<sup>42</sup>を依頼した。さらに文在寅は、翌月の欧州歴訪の際、マクロン（Emmanuel Macron）仏大統領とメイ（Theresa May）英首相に対して、北朝鮮の「非核化」が「後戻りできない段階」に進んだと判断されたときの英仏両国の国連安保理常任理事国としての役割を求めた<sup>43</sup>。ここでいう「非核化」が「後戻りできない段階」とは、「9月平壤共同宣言」でいう北朝鮮が「寧辺の核施設」を「永久廃棄」する段階を指す。文在寅は「9月平壤共同宣言」に忠実に、国連安保理制裁を緩和させることで「寧辺の核施設」の解体を優先し、核施設の一覧表の提示を通じた「寧辺以外」のウラン濃縮施設の申告と

解体をその後に位置づけた。文在寅は「寧辺の核施設」の解体を開城工業団地と金剛山観光事業、朝鮮戦争終結宣言の発表の契機と考えたのである。

文在寅が朝鮮半島に固有の地域的措置を強調する姿勢は、後に発表される「第3次南北関係発展基本計画(2018-22年)」にも貫かれた<sup>44</sup>。そこに謳われた「包括的関与と漸進的履行」は、文在寅がトランプとの初の米韓首脳会談で言及した「段階的かつ包括的なアプローチ」を基にしている。そこでも北朝鮮の核開発問題は中核を占めるが、「包括的アプローチ」とは、すでに述べた通り、平和体制の樹立、南北関係の全般的改善など、朝鮮半島に固有の安保環境に配慮するアプローチを指す。ここでいう「包括的」が、トランプ政権が北朝鮮の「非核化」で強調した「完全」と同義ではなかったことはいうまでもない。

### (3) ビーガン「スタンフォード演説」——米朝実務協議と「寧辺以外」の施設

これまでの北朝鮮の核開発が「寧辺の核施設」を中心に行われた経緯からいっても、米国はそれが解体される意義を否定したわけではなかった。しかし、それだけでは北朝鮮に「寧辺以外」で引き続き核開発を行う余地を与えかねなかった。「9月平壤共同宣言」によれば、「寧辺の核施設」の解体には国連安保理経済制裁が緩和されなければならないが、北朝鮮が実質的な「非核化」措置をとっていない以上、米国にはその用意はなかった。ポンペオは2018年10月にも訪朝し再び核施設の一覧表の提示を求めたが<sup>45</sup>、北朝鮮がそれを受け入れない姿勢は変わらなかった。金正恩はそこで坑道を破壊した豊溪里の核実験場への査察受け入れを伝えたというが<sup>46</sup>、ポンペオはそれを実質的な「非核化」措置とはみなさず、やはり国連安保理制裁を緩和する意思をみせなかった。これに対して朝鮮中央通信は、「制裁継続は敵視政策を捨てずに関係改善をやめること」と批判したのである<sup>47</sup>。

「完全」な「非核化」について米朝間の齟齬が埋まらないまま、2019年初頭に第2回米朝首脳会談をもつことに合意すると、18年8月に北朝鮮政策特別代表に指名されたビーガン(Stephen Biegun)が北朝鮮との協議の前線に立つことになった。ビーガンは19年1月中旬、金英哲と金革哲米国担当特別代表らが金正恩の親書を携えてワシントンを訪れた機会に、トランプ、ポンペオらとともに会談の席をもった。ビーガンはさらに、ストックホルムを訪問し、韓国の朝鮮半島平和交渉本部長の李度勲とともに3者協議に参加した。ここで取り上げるべきは、1月末日にビーガンがスタンフォード大学で行った演説(以下「スタンフォード演説」と略記)である。ビーガンはそこで、ワシントンとストックホルムでの協議を踏まえ、第2回米朝首脳会談に臨む米国の姿勢を確認していた。まず、「スタンフォード演説」でビーガンが「寧辺の核施設」について、「寧辺以外にも及ぶ施設の複合体(complex of sites that extends beyond Yongbyon)」が「北朝鮮のプルトニウム再処理とウラン濃縮計画の全体を示している」<sup>48</sup>と述べたことは強調してよい。これを字義通り解釈すれば、「寧辺の核施設」は拡張し、寧辺だけでは完結しない規模に及んでいたことになる。北朝鮮も、トランプが第2回米朝首脳会談で「寧辺以外」の施設の申告と解体を求めてくると予期したに違いない。

これについてビーガンは、特定しなかったものの、北朝鮮側が実務協議におけるプルトニウムとウラン濃縮施設の解体に関する議論で、「さらなる措置(and more)」を加えたことを明かしていた<sup>49</sup>。「9月平壤共同宣言」がすでに「寧辺の核施設」の解体に言及している以上、「さらなる措置」は「寧辺以外」の施設に関わる。それが「寧辺の核施設」の「寧

辺以外」に拡張した部分を指すのか、別のウラン濃縮施設か、弾道ミサイル施設を指すかは明らかではないが、北朝鮮が実務協議の段階で「寧辺以外」の施設を解体する用意を示していたことは特筆してよい。ただし、北朝鮮が——6者会談とは異なり——第2回米朝首脳会談で「寧辺以外」の施設に何らかの合意が必要と考えたととしても、それはHEU生産の余地を奪うものであってはならなかった。そうだとすれば、ここで北朝鮮が用意を示した「さらなる措置」とは、HEU生産への影響が軽微な施設についてとられることになる。

他方、ビーガンも北朝鮮に「完全」な「非核化」を求めても、「寧辺以外」の「全て」の施設の申告には合意しないと考えたであろう。また6者会談を振り返ってみても、「6月提案」で北朝鮮にHEU計画を含む「完全」なりストの提出を求めるなど、核不拡散措置を挙げながら、北朝鮮を核放棄に導けなかったばかりか、プルトニウム抽出に時間を与えてしまった。この文脈で、ビーガンが「スタンフォード演説」で述べた以下の一節——「非核化プロセスが完結する以前でも（Before the process of denuclearization can be final）北朝鮮のWMD、ミサイル計画の全ての構成要素を完全に把握する必要がある。われわれは包括的な申告のある時点で（at some point through a comprehensive declaration）それを知ることになるであろう」（傍点は引用者）——には注意が払われてよい。これは申告が最終的には「寧辺以外」の施設を網羅しなければならないにせよ、申告自体に時間幅をもたせることを示唆していた。ビーガンはまた「貴方が全てをやるまでわが方は何もしないとはいわなかった」と述べ、北朝鮮が「寧辺以外」の「全て」の施設が申告、解体されなくとも、何らかの相応する措置をとる用意を示唆していた。それは北朝鮮が「寧辺以外」のどの施設——降仙をはじめHEU生産に不可欠な施設——を申告するかにかかっていたのである。

もとより、ビーガンも核不拡散措置を強要するだけで北朝鮮が「寧辺以外」の施設の申告に同意するとは考えていなかったろう。ビーガンは「スタンフォード演説」でも、米朝関係の根本的な変革、恒久的な平和体制の樹立などの地域的措置に触れつつ、「過去可能と考えられてきた以上のことを行う」用意をみせながらも、それらの地域的措置は、北朝鮮が第1回米朝首脳会談で金正恩が確約した「完全」な「非核化」への見返りとして（in return）とられるとのトランプの立場を確認していた。また、ビーガンは2019年2月11日、訪米した韓国の文喜相国会議長らに対して、韓国が国連安保理制裁の枠内で行動すべきことを強調する一方、3者による朝鮮戦争終戦宣言の可能性を示唆したが、北朝鮮との「関係正常化、平和条約、朝鮮半島の経済繁栄の基盤確保」への「道は遠い」との慎重な姿勢を崩さなかった<sup>50</sup>。ビーガンのこれらの発言は、韓国が朝鮮問題の「主人」として、「恒久的平和、共同繁栄」を強調した首席補佐官会議での文在寅の発言とは対照的であった<sup>51</sup>。

#### 4. 第2回米朝首脳会談と寧辺の比重——核不拡散措置への移行

##### (1) 「完全」な「非核化」の起点——「寧辺の核施設」の定義とウラン濃縮施設

その後2019年2月初旬の平壤での実務協議を経て、第2回米朝首脳会談が開催されることになるが、ビーガンの「スタンフォード演説」をみる限り、会談に臨む米朝双方の姿勢に接点が全くなかったわけではなかった。にもかかわらず、議論の方向性を変えたのは2月28日の拡大首脳会議であった。そこでまず、解体が当然視された「寧辺の核施設」から齟齬が表面化した。会談後の記者会見での李容浩外相の発言によれば、北朝鮮側は「寧辺

地区のプルトニウムとウランを含む全ての核物質生産施設を米国専門家の立ち会いの下、両国の技術者の共同作業で永久的に完全に廃棄する」<sup>52</sup>ことを提案したという。崔善姫外務省第1次官もここで、かつてヘッカーが「寧辺にある濃縮ウラン工場を訪問したことがある」と述べた上で、「(寧辺の) 巨大な濃縮ウラン工場を含む全ての核施設を永久に廃棄するという提案」(括弧内は引用者)<sup>53</sup>を行ったことを明かしていた。

しかし、北朝鮮側が解体の用意を示した「寧辺の核施設」が、米国側が解体を求める施設と同一とは限らなかった。ポンペオは解体すべき施設について「寧辺およびその一帯の全て」<sup>54</sup>と述べたが、ビーガンもまた後に第2回米朝首脳会談を振り返り、「スタンフォード演説」と同様、「寧辺の核施設」はもはや核燃料サイクルと核兵器計画の産業複合体であるとし、米国は広域に跨がる何十という施設を「寧辺」と総称する「幅広い定義」をしたのに対し、北朝鮮は「寧辺」に異なる定義をしていたことを示唆していた<sup>55</sup>。北朝鮮は解体されるべき「寧辺の施設」を可能な限り少なくして、ウラン濃縮施設を含む多くを温存しようとしたことになる。李容浩は記者会見で、「寧辺の核施設」の解体が「現段階でわれわれに可能な最大の非核化措置」(傍点は引用者)とし、これを「非核化」に至る「工程表」の「第1段階」と呼んだが、解体すべき「寧辺の核施設」が米国の求める規模に及ばなかったがゆえに、「工程表」の「第1段階」に合意がみられなかったことになる。

解体すべき「寧辺の核施設」に合意がみられなかった以上、「寧辺以外」の施設の申告と解体について合意はみられなかったのは当然であった。トランプは会談後の記者会見で、「寧辺以外」のウラン濃縮の施設を把握していると述べ、ポンペオもまた、「寧辺の核施設」を解体する意義を認めながらも「ミサイルも含まれないし、弾頭や兵器システムも含まれていない」として、「寧辺以外」の核施設、弾道ミサイル施設に注意を喚起した。ボルトン(John Bolton) 国家安全保障担当補佐官も、「寧辺の核施設」は「老朽化しつつある一つの原子炉とウラン濃縮とプルトニウム再処理の何割か」を擁するに過ぎないと述べ、「寧辺以外」の施設の重要性を指摘していた。

なおボルトンによれば、トランプは2月28日の拡大首脳会談で「広く定義した非核化」のため措置をそれぞれ英文と朝鮮文で記した紙2片を金正恩に手交したという<sup>56</sup>。ボルトンは北朝鮮がとるべき措置として「核、生化学兵器、弾道ミサイルの放棄」を挙げており、そこにも弾道ミサイル施設の解体が含まれていたと考えてよい<sup>57</sup>。北朝鮮外務省は平壤で3月15日、第2回米朝首脳会談の説明会を行ったが、崔善姫はそこで米国が「(北) 朝鮮に核と弾道ロケットまで自ら破棄させる一方的な核武装解体を要求し、これを『ビックディール』という用語で包んでいる」(括弧内は引用者)<sup>58</sup>と批判しており、米国の要求が核施設のみならず弾道ミサイル本体、あるいは関連施設に及んでいることを明らかにしていた。

ただし、トランプが求めた「寧辺以外」の「全ての」核施設を申告する方針が、第2回米朝首脳会談でも貫かれたかには疑問なしとしない。これについて李容浩は「米国側は寧辺地区の核施設廃棄措置の他にもう一つを追加しなければならないと最後まで主張し」(傍点は引用者)たことを明らかにした。これに対してビーガンは、「10・3合意」以降、「寧辺の核施設」に関する申告だけで9ヶ月近くを要したことを想起させつつ、「申告が完全となる以前でも (before that declaration is complete) 非核化のいくつかの要素から始めることができる」<sup>59</sup>と述べていた。この発言は、北朝鮮に申告を求めつつも、「非核化プロセスが

完結する以前でも」として、それに時間幅をもたせることを示唆した「スタンフォード演説」を別言したに等しいが、「寧辺以外」の施設の「全て」の施設の申告は、必ずしも第2回米朝首脳会談で合意文書を採択する条件ではなかったことになる。第2回米朝首脳会談の成否を分けたのは、北朝鮮が「寧辺以外」の「全て」の施設を申告するか否かではなく、その申告が「寧辺以外」のどの施設を含むかであった。

そこで指摘すべきは、トランプは2019年5月に、北朝鮮が第2回米朝首脳会談で解体の用意をみせたのは、保有する「五つ」の施設のうち「一つか二つ」であったと述べたことである<sup>60</sup>。金正恩はすでに「9月平壤共同宣言」で「寧辺の核施設」の解体の用意を示しており、トランプがいう「五つ」の施設とは北朝鮮が公表していない「寧辺以外」の施設を指すとみてよい。李容浩がいう「もう一つ」が指す施設は明らかではないが、北朝鮮が「一つか二つ」の施設を解体する用意を示しながら、米国が「もう一つ」を解体の対象に加えることに拘泥したとすれば、北朝鮮が解体の用意を示した施設は、米国が解体を必須とした施設ではなかったと考えられる。そうだとすれば、米国は北朝鮮に核施設の「完全」な申告を求めつつも、「寧辺以外」にある核施設について優先順位をつけていたことになる。

## (2) 「米国式計算方法」批判——「スナップバック」不成立

「寧辺以外」のどの施設を申告の対象とするか——これと関連して第2回米朝首脳会談で論点となったのは国連安保理経済制裁の緩和であったが、北朝鮮が解除を求めた措置についてもトランプと李容浩の説明には齟齬があった。トランプによれば、北朝鮮は米国が求めた「非核化」に対して全ての国連安保理制裁の解除を要求したというが、李容浩はこれに反駁して、北朝鮮が求めたのはその「一部」——「2016年から17年までに採択された5件、そのなかで民需経済と人民生活に支障を与える項目」——を「先に解除」（傍点は引用者）することであったと述べた。これについて崔善姫は、上述の平壤での説明会で、北朝鮮が解除を要求した国連安保理決議は、第2270号、第2321号、第2371号、第2375号、第2397号の5件であったと明言したという<sup>61</sup>。

これは李容浩が米国に提案した「工程表」の「第1段階」にも関わる。李容浩によれば、その「第1段階」で、米国が民生部門に及ぶ国連安保理制裁を「先に解除」することで生まれる「信頼造成の段階を経れば今後非核化の過程はさらに早く進むことができる」（傍点は引用者）という。国連安保理決議第2270号以前の経済制裁措置——2006年10月の第1回核実験を受けて採択された国連安保理決議第1718号以降約10年間科せられた民生部門に及ばない経済制裁措置——の解除は、「第1段階」で形成される米朝間の信頼関係を基盤として、それ以降「寧辺以外」の施設の解体と対応して解除されることになる。

これについてビーガンは、北朝鮮のWMD計画全体の放棄の代わりに経済制裁の全てを解除するのが米国の立場であったのに対して、北朝鮮は核計画の一部の廃棄に対して制裁の基本的に全て（basically all the sanctions）の解除を求めたと振り返っていた<sup>62</sup>。李容浩が会談で上述の「工程表」を説明したかはともかく、ビーガンが「民需経済と人民生活に支障を与える」五つの国連安保理決議を「基本的に全て」の決議と考えたのかもしれない。あるいは北朝鮮が交渉上の原則的立場として全ての国連安保理制裁の全面解除を求めたことも排除できない。いずれにせよ、「段階的・同時並行的」な「非核化」を原則として掲げていた北朝鮮が、「寧辺の核施設」、あるいは「寧辺以外」にある——トランプがいう——

「一つか二つ」の施設の解体だけで、国連安保理制裁の全面解除が可能とみなしていたとは考えにくい。

興味深いことに、崔善姫は上述の平壤での説明会で、トランプが「制裁を解除しても（北）朝鮮が核活動を再開する場合には制裁は『可逆的』との内容を含めるならば合意が可能かも知れない」（括弧内は引用者）という「柔軟な立場」ととったと述べていた。これは一般に「スナップバック」と呼ばれる構想であるが、崔善姫によれば、ポンペオとボルトンがそれに「障害」をもたらしたという<sup>63</sup>。その「障害」が、「ビッグディール」で北朝鮮がとるべき「核、生化学兵器、弾道ミサイルの放棄」——崔善姫がいう「核と弾道ロケットまで自ら破棄させる一方的な核武装解体」——を求めたことを指すとすれば、北朝鮮が「スナップバック」に供した施設が「寧辺以外」の「全て」の施設であったとは考えにくい。崔善姫はここで「核活動を再開する場合には」といっている以上、それは現在核活動を行っている「寧辺の核施設」、あるいはそれに加えて「寧辺以外」で解体の用意を示した——トランプがいう——「一つか二つ」の核施設の「凍結」を指し、米国が解体を必須とした施設と弾道ミサイル本体と関連施設は含まれていなかったと考えられる。

また李容浩が「工程表」の「第1段階」で「信頼造成の段階を経れば今後非核化の過程はさらに早く進む」と述べたことは、翻れば北朝鮮は「スナップバック」に供さなかった核施設があったということになる。崔善姫がいうトランプがとった「柔軟な立場」とは、「寧辺の核施設」と「寧辺以外」で解体の用意を示した——トランプがいう——「一つか二つ」の施設についての「ディール」であり、そこでボルトンらが「ビッグディール」を主張したために成立しなかったと考えられる。北朝鮮が「ビッグディール」に対抗して国連安保理制裁の全面解除を主張したことはありえても、「スナップバック」に関する議論でそれを提起したとは考えにくい。これについて崔善姫は会談後の記者会見で、「民需用制裁の部分的な制裁解除も難しいという米国の反応をみて、国務委員長同志は今後の朝米の交渉に意欲を失われるのではないか」（傍点は引用者）と述べたこともこれを傍証している。

いずれにせよ、第2回米朝首脳会談が文書不採択に終わったのは、米国が「寧辺以外」の施設で優先順位の高い施設の申告と解体を求める核不拡散措置に、北朝鮮が同意しなかったことによる。ボルトンらはその措置を「核、生化学兵器、弾道ミサイルの放棄」にまで拡大することで、「スナップバック」を不成立に追い込んだ。崔善姫は会談での金正恩をみて、「米国式のやり方について理解が難しいご様子だったのではないかと感じた」と語ったが、ここでいう「米国的計算方式」とは核不拡散措置を強調した米国の姿勢を指す。これについて金正恩も後の最高人民会議での施政演説で、「一方的に自分の要求だけを押し付けようとする米国式対話法は体質的に合わず興味もない」<sup>64</sup>と述べ、米国の核不拡散措置を優先する姿勢を批判していた。

もとより、米国はここでも地域的措置を排したわけではなかった。ビーガンも北朝鮮との非公式会合で米朝間に連絡事務所を設置することが議題に上がったことを明らかにしつつ<sup>65</sup>、その詳細を講じていくことは「非核化」と並行しなければならないと強調した。ところが、文在寅はその直後の「3・1節」演説で「（米朝）頂上間で連絡事務所の設置まで論議が及ぶことは（米朝）両国関係の正常化のための重要な成果でした」（括弧内は引用者）と述べ、「寧辺の核施設」は北朝鮮の核開発の「根幹」とした上で、「そのプルトニウム再処理とウラン濃縮施設を含む寧辺の核施設の全てが検証下で全面的に完全に廃棄され

れば」、北朝鮮の「非核化」は「後戻りできない段階に入ると評価できる」<sup>66</sup>と述べた。さらに文在寅は、「9月平壤共同宣言」で合意した金剛山観光と開城工業団地事業についても「米国と協議する」<sup>67</sup>と述べていた。文在寅は米朝間の議題が核不拡散措置に移行した以上、韓国が主導権をもち、北朝鮮に裨益するのは地域的措置と認識していた。しかし、これに反して米国は、第2回米朝首脳会談が合意文書なく終わったことで地域的措置は当面とるべきではないと考えていた。米国務省は韓国が主張する鉄道再連結事業の可能性を明確に否定し<sup>68</sup>、トランプもまた、翌月の文在寅訪米の際、少なくとも開城工業団地事業の再開については「適切な時期なら支持するが、いまは適切ではない」<sup>69</sup>と述べたのである。

### 結語——6者会談以来のジレンマ

そもそも、寧辺のプルトニウム関連施設だけを対象として纏められた米朝「枠組み合意」を崩壊させたのは、HEU計画の疑惑であった。北朝鮮はこれに対抗して寧辺のプルトニウム関連施設を再稼働させプルトニウムを抽出していった。韓国の参加を得て成立した6者会談では、平和体制樹立などの地域的措置が先行したが、ブッシュ政権がCVIDの原則の下、「6月提案」で示した措置は、「核活動」の稼働停止として事実上の「凍結」をはじめ、プルトニウム関連施設を念頭に置く「無能力化」、「全て」のウラン濃縮施設の「申告」、などの核不拡散措置が大半を占めた。これに対して北朝鮮は「凍結対補償」原則を提示しており、米朝双方は核施設の「凍結」の当為性には合意していた。にもかかわらず、北朝鮮がその間核実験を行うに足るプルトニウムを抽出できたのは、「凍結」の範囲に合意できなかったことに他ならない。6者会談では米国がHEU計画を含む「全て」の核計画の「凍結」を求めたのに対し、北朝鮮は「凍結」を寧辺のプルトニウム関連施設に限定し、「平和的核動力工業」の存在は認めたものの兵器級のHEUとして認めず、米朝間で「凍結」の範囲に合意することはなかった。北朝鮮を「完全」な「非核化」に導こうとするブッシュ政権の意思が、北朝鮮の核開発を加速させる逆説をもたらしたことになる。

加えて、6者会談共同声明では多くの地域的措置に合意したのに対し、「6月提案」が示した核不拡散措置に合意をみたわけではなかった。北朝鮮の核実験を受け、ブッシュ政権は北朝鮮の核兵器能力を制御し、再度の核実験を阻止すべく核不拡散措置に傾斜していった。初期段階措置を纏めた「2・13合意」に続く「10・3合意」では、寧辺のプルトニウム関連施設の「無能力化」、「全て」のウラン濃縮施設の「申告」といった「6月提案」で挙げられた措置が盛り込まれたものの、北朝鮮が公開したのは寧辺に建設した「平和利用のLEU生産のための」施設であって、「寧辺以外」にあるウラン濃縮施設を申告したことはなかった。ブッシュ政権が核不拡散措置に傾斜するなか、地域的措置は後退していった。「10・3合意」の翌日、盧武鉉と金正日との南北首脳会談で平和体制樹立に関する合意を含む「10・4宣言」が発表されたものの、やがて米朝関係に埋没していった。

このような地域的措置と核不拡散措置の関係性は、2018年以降の南北、米朝首脳会談にもみることができる。文在寅が主導して纏めた「板門店宣言」が平和体制樹立をはじめ地域的措置に合意し、第1回米朝首脳会談でも「新しい米朝関係」、「平和体制樹立」という地域的措置が優先されるなか、FFVDという「非核化」原則の下で核不拡散措置を求めたポンペオが訪朝の機に求めたのは核施設の一覧表の提示であった。それは北朝鮮が保有する核兵器、「寧辺の核施設」を等閑視するものではないが、「寧辺以外」のウラン濃縮施設



も網羅しなければならなかった。ポンペオの訪朝に合わせるかのように、降仙のウラン濃縮施設の詳細が報じられたのは、この施設を黙過した「完全」な「非核化」はありえないとするトランプ政権の意思と無関係ではない。とりわけ、文在寅の平壤訪問を機に発表された「9月平壤共同宣言」で、北朝鮮がいう「相応措置」として国連安保理制裁の緩和を求め、それに対して「寧辺の核施設」の解体の用意を示したとき、米国は降仙をはじめとする「寧辺以外」の施設で核開発の余地を残してはならないとの認識を新たにしたに違いない。

振り返ってみれば、米朝「枠組み合意」は、北朝鮮の核開発が「寧辺の核施設」だけで行われているとの前提で、それを「凍結」から解体に導く過程で段階的な米朝関係正常化など、地域的措置がとられることになった。しかし、米国は北朝鮮のHEU計画疑惑が浮上したのを受けて開かれた6者会談でも、北朝鮮にその計画の存在すら認めさせられず、HEU計画疑惑はそれが浮上してから20年近く放置された。2018年夏のポンペオ訪朝に合わせるかのように、降仙をはじめ「寧辺以外」でのウラン濃縮施設の存在が指摘されるなか、「寧辺の核施設」だけで合意をして地域的措置がとられれば、それは米朝「枠組み合意」以下の合意となる。ポンペオが第2回米朝首脳会談を目前にして、米朝「枠組み合意」を挙げつつ、クリントン政権とは異なる対応をとると明言したのは<sup>70</sup>、北朝鮮に「寧辺以外」の施設で核兵器開発の余地を許さない「完全」な「非核化」のための決意表明でもあった。

したがって、米国が第2回米朝首脳会談で、「板門店宣言」以降地域的措置が先行した首脳会談の議題の優先順位を変えようと試みたのは自然であった。米国が「寧辺以外」のウラン濃縮施設の申告と解体に拘泥したことでこの会談が文書不採択に終わったことは、米朝双方が共通して認めている。しかも北朝鮮は、会談で北朝鮮が解体すべき「寧辺の核施設」を狭く定義することで核開発により多くの余地を残そうとしていた。「スナップバック」構想も議論されたが、「寧辺の核施設」の定義に一致をみられなかった上、申告、解体すべき「寧辺以外」の施設についても合意がみられなかった。他方、第2回米朝首脳会談が核不拡散措置で文書不採択に終わったことに対して、文在寅は「9月平壤共同宣言」に忠実に、「寧辺の核施設」の解体を優先し、そこに謳われた金剛山観光と開城工業団地事業の再開を通じて、北朝鮮を「寧辺以外」の核施設の申告と解体に導くことを考えた。文在寅がそうすることで、朝鮮半島に固有の問題を韓国が主導できると考えたことは指摘するまでもない。

第2回米朝首脳会談を経て、核不拡散措置と地域的措置が米韓間で分化しつつあることが明らかとなっているが、米国は北朝鮮に核不拡散措置なくして地域的措置をとることは「寧辺以外」の核施設の重要性を等閑視していると考え、トランプは文在寅が進めようとした事業を時期尚早と判断した。米国が核不拡散措置を強調し、北朝鮮に裨益する地域的措置を留保するなか、地域的措置を主導してきた韓国の比重が下がることは避けられなかった。金正恩は、最高人民会議での施政演説で「南朝鮮当局は趨勢を見て右顧左眄」<sup>71</sup>していると批判し、米朝協議への韓国の関与を排除しようとした。

核不拡散措置をとることで——地域的措置とは異なり——北朝鮮の安全保障に裨益することはない。上述の通り、6者会談では米国がCVIDの下に北朝鮮に核不拡散措置を求めたことが、北朝鮮の核開発を加速させ、核実験を許してしまった。トランプ政権もまた、北朝鮮に核不拡散措置を主張し続けることが、その意図に反して北朝鮮の核開発を加速させるジレンマを抱えている。ビーガンが第2回米朝首脳会談で「申告が完全となる以前で

も非核化のいくつかの要素から始めることができる」と述べたのは、このジレンマから脱する試みであった。確かに、ビーガンも「寧辺以外」にあるウラン濃縮施設を申告、解体しなければならないと認識していたが、同時に北朝鮮が「寧辺以外」の「全て」の施設を申告、解体することに容易に同意しないことも知悉していた。ビーガンは「寧辺以外」の「全て」の施設の申告と解体に拘泥することで北朝鮮との合意を得られず、北朝鮮が解体の用意をみせた「寧辺の核施設」さえも温存されることを危惧した。そこでビーガンは、「寧辺の核施設」に加えて「寧辺以外」で優先順位の高い施設を申告、解体させることを考えた。実務協議で北朝鮮側が提示した「さらなる措置」が「寧辺以外」のどの施設を指すかはともかく、ビーガンは第2回米朝首脳会談の成否は、HEU生産能力の高い降仙のウラン濃縮施設などの申告と解体に北朝鮮の同意を得ることにかかっていると認識したに違いない。この間、寧辺の核施設の解体は自明として、「寧辺以外」の施設の解体に拘泥する米国の姿勢は巷間「寧辺+ $a$ 」とも呼ばれたが、「+ $a$ 」は「全て」を指すわけではない。「+ $a$ 」が必ずしも「寧辺以外」の「全て」の核施設の解体ではなく、米国の優先順位の高い施設について北朝鮮の同意を得て凍結から解体に導くことを意味するのなら、「寧辺+ $a$ 」は、第2回米朝首脳会談に臨む米国の姿勢を巧みに言い当てていた。

もとより、米国は「完全」な「非核化」に至る過程で北朝鮮の安全保障に裨益する地域的措置をとることを排除していたわけではなかった。崔善姫が平壤での説明会で、第2回米朝首脳会談でビーガンが「全てに合意するときまで何も合意できない」と述べたことを批判したが<sup>72</sup>、これは「寧辺以外」の「全て」の施設の申告と解体に同意しなければ、米国はいかなる措置もとらないという意味ではなかった。その一文——Nothing can be agreed until everything is agreed——は、米朝関係の変革、平和体制の樹立などの地域的措置に関する議論のなかで言及され、ビーガンはそこで「この政策の基本は非核化である」<sup>73</sup>と強調していた。ビーガンは核不拡散措置を地域的措置の前提に位置づけ、地域的措置は核不拡散措置をとることで可能となるという意図からその一文に言及していた。したがって、ビーガンは北朝鮮が米国の定義する「寧辺の核施設」を解体した上で、「寧辺以外」で優先順位の高い施設を申告の上で解体する核不拡散措置をとれば、米国はより「完全」な「非核化」に向けて米朝関係の変革、平和体制の樹立など、北朝鮮の安全保障に裨益する地域的措置をとる用意はあった。

確かに、「スナップバック」構想での崔善姫の提案にみられるように、北朝鮮が核不拡散措置に同意しても、直ちに施設の解体に着手するとも限らない。わけても「寧辺以外」の施設については、申告から解体に至る過程で「凍結」という措置——「6月提案」でいう「稼働停止」——も考えられた。2019年夏にトランプ政権内部で北朝鮮の核施設の「凍結」を目標としているとして、北朝鮮の核保有を認めることへの疑念が呈せられたが<sup>74</sup>、トランプ政権が北朝鮮の核施設を「凍結」することそれ自体を目標とすることはなく<sup>75</sup>。第2回米朝首脳会談でトランプ政権が北朝鮮に求めたのは、核施設の「凍結」か否かではなく、北朝鮮に「寧辺以外」の施設のどの施設まで申告と解体に同意させるかであった。核施設の「凍結」が過渡的措置としてとられるにしても、トランプ政権の関心は「凍結」という措置自体よりも、その措置が「寧辺以外」のどの施設にまで及ぶかであるに違いない。これもまた、6者会談で核施設の「凍結」の当為性について米朝間で合意がありながら、それが「寧辺の核施設」だけではなくHEU計画にまで及ぶのかについて議論が展開された

ことに酷似していた。

第2回米朝首脳会談後、ビーガンは「段階的な非核化は目標とはしていない」<sup>76</sup>と述べたが、米国が「寧辺以外」の施設に優先順位をつけて解体させた後、さらに他の施設を解体させる「完全」な「非核化」の過程で地域的措置がとられるのなら、そのプロセスは長期に及ばざるをえない。北朝鮮もまた、2018年当初から「段階的・同時並行的」な「非核化」を掲げ、むしろそれを望んでいる。第2回米朝首脳会談では李容浩が「非核化」の「工程表」を提案したのに加え、金正恩も上述の最高人民会議で「工程表」に言及していた。金正恩によれば、第2回米朝首脳会談は本来、第1回米朝首脳会談共同声明を履行する上で「経なければならぬ必須の段階と経路を朝米双方の利害関係に即した形で設定」<sup>77</sup>するはずであったという。金正恩は第2回米朝首脳会談で「非核化」に至る「工程表」の最初の段階を設定できれば、その後の段階を設定できると考えていた。

第2回米朝首脳会談は文書不採択に終わっても、それは「決裂」と呼ぶにはあたらない。トランプは「金委員長を残して席を立っただけ」と述べ、『労働新聞』も「問題解決のため生産的な対話を引き続き行っていくこととした」<sup>78</sup>と報じていた。第2回米朝首脳会談での齟齬は第3回米朝首脳会談で埋めていくしかない。そこで地域的措置に再び旋回することは、「寧辺以外」の施設の申告と解体を等閑視する結果を招きかねないことは6者会談の経験が示している通りである。

## — 注 —

- 1 米朝「枠組み合意」で地域的措置と核不拡散措置がいかに交錯したかについては、倉田秀也「北朝鮮の核開発問題と『安全の保証』の原型——普遍的原則と地域的取決めの交錯」日本軍縮学会編『軍縮・不拡散の諸相——日本軍縮学会設立10周年記念』、信山社、2019年を参照されたい。以下、米朝「枠組み合意」からの引用は、“Agreed Framework between the United States of America and the Democratic People’s Republic of Korea, Bureau of Arms Control, Washington, DC, October 21, 1994” <<https://2001-2009.state.gov/t/ac/rls/or/2004/31009.htm>> による。朝鮮文からの引用は、「朝鮮民主主義人民共和国と米合衆国の間の基本合意文」『労働新聞』1994年10月23日による。
- 2 倉田秀也「6者会談の成立過程と米中関係——『非核化』と『安保上の懸念』をめぐる相互作用」高木誠一郎編『米中関係——冷戦後の構造と展開』、日本国際問題研究所、2007年を参照。
- 3 倉田秀也「北朝鮮『非核化』と中国の地域的関与の模索——集団安保と平和体制の間」『国際安全保障』第46巻第2号（2018年9月）、69頁を参照。
- 4 倉田秀也「6者会談と盧武鉉政権の『包括的アプローチ』——多国間協議の重層化と局地的利益の表出」『国際問題』第561号（2007年5月）、19-20頁。
- 5 Prepared Statement of James A. Kelly Assistant Secretary of State for East Asian and Pacific Affairs, Senate Foreign Relations Committee, “Dealing with North Korea’s Nuclear Programs” July 15, 2004, p. 6. 「6月提案」の詳細は、倉田秀也「6者会談と北朝鮮の原子力『平和利用』の権利——『凍結対補償』原則の展開とCVIDの後退」浅田正彦・戸崎洋史編『核軍縮不拡散の法と政治』、信山社、2008年、426-428頁を参照。
- 6 同上、431頁。
- 7 Sean N. McCormack, “Joint Statement of the Fourth Round of the Six-Party Talks, Beijing, September 19, 2005” <<https://2001-2009.state.gov/r/pa/prs/ps/2005/53490.htm>>. 以下、6者会談共同声明からの引用はこのウェブサイトによる。
- 8 以下、「2・13合意」からの引用は、“North Korea—Denuclearization Action Plan, Washington DC, February 13, 2007” <<https://2001-2009.state.gov/r/pa/prs/ps/2007/february/80479.htm>> による。
- 9 倉田、「6者会談と北朝鮮の原子力『平和利用』の権利」、435頁。

- 10 “Morning Walkthrough with Reporters at Six-party Talks, Christopher R. Hill, Assistant Secretary for East Asian and Pacific Affairs, Intercontinental Hotel, Shenyang, China, August 17, 2007” <<https://2001-2009.state.gov/p/eap/rls/rm/2007/91212.htm>>.
- 11 “Office of the Spokesman, Media Note, Washington, DC, October 3, 2007, Six-Party Talks—Second-Phase Actions for the Implementation of the September 2005 Joint Statement” <<https://2001-2009.state.gov/r/pa/prs/ps/2007/oct/93217.htm>> による。
- 12 ここでいう「4者」が4者会談を構成した韓国、北朝鮮、米国、中国であることは自明として、「3者」はそこから中国を除外した韓国、北朝鮮、米国で構成されると考えられる。「10・4宣言」の解釈は、倉田秀也「米中『大国間の協調』としての朝鮮半島6者会談——核不拡散政策と地域安保政策の交錯」天児慧・三船恵美編『膨張する中国の対外関係——パクス・シニカと周辺国』、勁草書房、2010年、173-174頁を参照されたい。
- 13 “Fact Sheet, Office of Spokesman, Washington DC, May 10, 2008, Update in the Six-Party Talks” <<https://2001-2009.state.gov/r/pa/prs/ps/2008/may/104558.htm>>.
- 14 “Press Briefing by National Security Advisor Stephen Hadley, James S. Brady Press Briefing Room, For Immediate Release, Office of the Press Secretary, June 26, 2008” <<https://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2008/06/print/20080626-12.html>>.
- 15 *Hearing before the Committee on Armed Services, United States Senate, One Hundred Tenth Congress, Second Session, July 31, 2008*, Washington DC: U.S Government Printing Office, 2008.
- 16 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人声明」『民主朝鮮』2008年8月28日。「無能力化」措置とテロ支援国指定解除の関係については、倉田秀也「『2・13合意』後の平和体制樹立問題——北朝鮮の認識における当事者論と手続論」平成22年度外務省調査研究機関対話・交流促進事業報告書『北朝鮮体制への多層的アプローチ——政治・経済・外交・社会』、日本国際問題研究所、2011年、34-35頁を参照。
- 17 「朝鮮民主主義人民共和国外務省声明」『民主朝鮮』2009年4月15日。
- 18 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人声明」『民主朝鮮』2009年4月30日。
- 19 「朝鮮民主主義人民共和国外務省声明」『民主朝鮮』2009年6月14日。なお、北朝鮮は同年9月3日、国連安保理議長ライス（Susan Rice）米国連大使にウラン濃縮が最終段階に入ると通告した（「国連駐在わが国常任代表が国連安全保障理事会議長に書簡を送った」『民主朝鮮』2009年9月4日）。
- 20 Peter Crail, “N. Korea Reveals Uranium-Enrichment Plant,” *Arms Control Today*, Volume 40 Number 10 (December 2010), p. 35. これはヘッカーらが2010年11月23日に行った報告を纏めたものである。
- 21 Siegfried S. Hecker, A Return Trip to North Korea’s Yongbyon Nuclear Complex, November 20, 2010, pp. 3-4. なおヘッカーは、この施設の2段のカスケードによる分離作業単位（Separative Work Unit: SWU）を年間8000キログラムと見積もっていた（p. 4）。
- 22 Siegfried S. Hecker, “What I Found in North Korea: Pyongyang’s Plutonium Is No Longer the Only Problem” <<https://www.foreignaffairs.com/articles/northeast-asia/2010-12-09/what-i-found-north-korea?page=show>>.
- 23 “IAEA Board of Governors Meeting December 2-3, 2010, Agenda Item 6(a), Application of Safeguards in the Democratic People’s Republic of Korea (DPRK), U.S. Statement, Ambassador Glyn T. Davies, U.S. Permanent Representative to the International Atomic Energy Agency” <<https://vienna.usmission.gov/101202dprk/>>. その翌年2月にクラッパー（James Clapper）国家情報長官も「寧辺以外」のウラン濃縮施設の存在を指摘した。See, James R. Clapper, Director of National Intelligence, Statement for the Record on the Worldwide Threat Assessment of the U.S. Intelligence Community for the House Permanent Select Committee on Intelligence, February 10, 2011.
- 24 『朝日新聞』2011年8月7日。これ以降、北朝鮮が米朝協議との関係で原子力平和利用の権利を有すると主張したのとして、「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人談話」『民主朝鮮』2011年12月1日を参照されたい。
- 25 「朝鮮外務省朝米会談に関する合意事項言及」<<http://www.kcna.co.jp/index-k.htm>>。「閏日合意」は文書に纏められず、米朝双方がそれぞれ了解事項を発表する形をとった。ただし、米国側の了解では朝鮮文で「臨時中止」されるべき「寧辺でのウラン濃縮活動」は「ウラン濃縮活動を含む寧辺での核活動（nuclear activities at Yongbyon, including uranium enrichment activities）」となっており、「臨時中止（moratorium）」の対象が寧辺のプルトニウム関連施設にも及ぶと解釈できた。See, “U.S.-DPRK Bilateral Discussions Press Statement, Victoria Nuland, Department Spokesperson, Office of the Spokesperson, Washington, DC, February 29, 2012” <<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/02/184869.htm>>.

- 26 「〔米国訪問〕韓米頂上共同言論発表 2017. 6. 30」『文在寅大統領演説文集（第1巻・上）』ソウル、大統領秘書室、2018年、173頁。「段階的かつ包括的なアプローチ」は、その1週間後の訪独の際にも繰り返された（「〔ドイツ訪問〕ケルバー財団招聘演説 2017.7.6」、同上、208頁）。
- 27 「訪米帰国挨拶 2017.7.2」、同上、191-192頁。
- 28 See, *The Journey toward Peace: Results of the 2018 Inter-Korean Summits*, Seoul: Korean Culture and Information Service, June 2018, p.13; Hideya Kurata, “Synchronizing Two Asymmetrical Deals: The Panmunjeom Declaration and the US-DPRK Joint Statement from Japan’s Perspective,” *The Korean Journal of Security Affairs*, Volume 23 Number 2 (December 2018), p. 31.
- 29 「朝鮮半島の平和と繁栄、統一のための板門店宣言」『労働新聞』2018年4月28日、韓国政府の発表文（「平和——新しい未来」<<http://www.koreasummit.kr/>>）。
- 30 “Joint Statement of President Donald J. Trump of the United States of America and Chairman Kim Jong Un of the Democratic People’s Republic of Korea at the Singapore Summit, June 12, 2018” <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/joint-statement-president-donald-j-trump-united-states-america-chairman-kim-jong-un-democratic-peoples-republic-korea-singapore-summit/>>. 以下、米朝共同声明からの引用はこのウェブサイトによる。なお、朝鮮文からの引用は、「朝米関係の新たな歴史を開拓する世紀的会合、歴史上初の朝米首脳会合と会談進行——わが党と国家、軍隊の最高領導者金正恩同志が米合衆国大統領と共同声明を採択」『労働新聞』2018年6月13日による。
- 31 “Press Conference by President Trump, June 12, 2018, Capella Hotel, Singapore” <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/press-conference-president-trump/>>. 以下、米朝首脳会談後の記者会見でのトランプの発言からの引用はこのウェブサイトによる。
- 32 「朝鮮外務省 朝米高位級会談米側側の態度と立場に遺憾」『朝鮮中央通信』2018年7月7日 <<http://www.kcna.co.jp/index-k.htm>>。
- 33 Joby Warrick and Souad Meckhennet, “Summit Collapse Foils Chance to Press North Korea on Suspicious Sites,” *Washington Post*, May 25, 2018; Ellen Nakashima and Joby Warrick, “North Korea Working to Conceal Key Aspects of Its Nuclear Program, U. S. Officials Say,” *The Washington Post*, June 30, 2018.
- 34 Ankit Panda, “Exclusive: Revealing Kangson, North Korea’s First Covert Uranium Enrichment Site: For More Than a Decade, North Korea Has Operated a Uranium Enrichment Site Just Outside Pyongyang” <<https://thediplomat.com/2018/07/exclusive-revealing-kangson-north-koreas-first-covert-uranium-enrichment-site/>>; David Albright, with Assistance from Sarah Burkhard, *Revisiting Kangsong: A Suspect Uranium Enrichment Plant*, Washington DC: Institute for Science and International Security, October 2, 2018.
- 35 “Secretary of State Michael R. Pompeo, Japanese Foreign Minister Taro Kono, and South Korean Foreign Minister Kang Kyung-wha at a Press Availability, Remarks, Michael R. Pompeo, Secretary of State, Tokyo, Japan, July 8, 2018” <<https://www.state.gov/secretary-of-state-michael-r-pompeo-japanese-foreign-minister-taro-kono-and-south-korean-foreign-minister-kang-kyung-wha-at-a-press-availability/>>.
- 36 「第73周年光復節および政府樹立70周年慶祝辞 2018. 8. 15」『文在寅大統領演説文集（第2巻・上）』ソウル、大統領秘書室、2019年、237頁。
- 37 「朝鮮中央通信社論評——米朝が終戦を望まなければ恋々としなないであろう」『朝鮮中央通信』2018年10月2日 <<http://www.kcna.co.jp/index-k.htm>>。北朝鮮が米朝間の朝鮮戦争終戦宣言に関心を失っていく過程については、倉田秀也「朝鮮半島平和体制樹立と中国——多国間協議なき対中関与の南北間格差」令和元年度外務省外交・安全保障調査研究事業『中国の対外政策と諸外国の対中政策』、令和2年3月、日本国際問題研究所、88頁。
- 38 『2018平壤頂上会談結果説明資料』ソウル、平壤頂上会談準備委員会、2018年9月20日、3頁、および、「9月平壤共同宣言」『労働新聞』2018年9月20日。以下、「9月平壤共同宣言」からの引用は、これらの文献による。括弧内の英文は“Supreme Leader Kim Jong Un and President Moon Jae In Sign September Pyongyang Joint Declaration Pyongyang, September 20 (KCNA)” <<http://www.kcna.co.jp/index-e.htm>> による。
- 39 “More Progress on Dismantling Facilities at the Sohae Satellite Launching Station, August 7, 2018” <<https://www.38north.org/2018/08/sohae080718/>>.
- 40 「〔北韓訪問〕2018第3次南北頂上会談共同言論発表 2018. 9. 19」前掲、『文在寅大統領演説文集（第2巻・上）』、319頁。
- 41 「〔米国訪問〕韓米頂上会談、2018. 9. 24」、同上、336頁。
- 42 「〔米国訪問〕第73次国連総会基調演説、2018. 9. 26」、同上、346頁。

- 43 文在寅のマクロンに対する発言は、「〔フランス訪問〕韓・フランス頂上共同言論発表、2018. 10. 15」、同上、389頁、メイに対する発言は、Dasl Yoon and Laurence Norman, “Moon’s Push to Ease North Korea Sanctions Falls Flat : European Leaders Decline to Back South Korean President’s Strategy, Which Also Risks Angering Washington,” *The Wall Street Journal*, October 19, 2018 を参照。
- 44 『第3次南北関係発展基本計画及び2018年度施行計画』ソウル、統一部、2019年。
- 45 “Department Press Briefing – Office of the Spokesperson, Heather Nauert, Spokesperson, Department Press Briefing, Washington, DC, October 9, 2018” <<https://www.state.gov/briefings/department-press-briefing-october-9-2018/>>.
- 46 “Secretary Pompeo’s Meetings in Pyongyang, Democratic People’s Republic of Korea, Office of the Spokesperson, October 7, 2018” <<https://www.state.gov/secretary-pompeos-meetings-in-pyongyang-democratic-peoples-republic-of-korea/>>.
- 47 「米国の対朝鮮制裁維持で朝米関係と核問題解決は遠ざかる」『朝鮮中央通信』2018年10月16日 <<http://www.kcna.co.jp/index-k.htm>>。
- 48 Remarks on the DPRK, Stephen Biegun, U.S. Special Representative for North Korea, Stanford, CA, United States, January 31, 2019. 以下、ビーガン「スタンフォード演説」からの引用はこの文献による。
- 49 ここで北朝鮮側が解体の用意を示した「それ以外」の施設をウラン濃縮施設（複数）とする見解もあるが（Edward Ifft, “Lessons for Negotiating with North Korea,” *Survival*, Volume 62 Issue 1<February-March 2020>, p. 104）、演説の記録ではそのように特定されていない。
- 50 『東亜日報』2019年2月13日。
- 51 「首席・補佐官会議、2019. 2. 25」『文在寅大統領演説文集（第2巻・首席・補佐官会議、国務会議）』ソウル、大統領秘書室、2019年、102-103頁。
- 52 「李容浩外相の記者会見での発言＝全文（2019年3月1日）」『RP北朝鮮政策動向』平成31年（2019年）第4号（No. 566、3月25日発行）、21頁。以下、この記者会見での李容浩の発言からの引用はこの文献による。
- 53 「崔善姫外務次官の記者会見での発言＝全文（2019年3月1日）」、同上、22頁。以下、この記者会見での崔善姫の発言からの引用は、この文献による。
- 54 “Remarks by President Trump in Press Conference, Hanoi, Vietnam, February 28, 2019” <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-press-conference-hanoi-vietnam/>>. 以下に引用する第2回米朝首脳会談後の記者会見でのトランプ、ポンペオの発言も、このウェブサイトによる。
- 55 Carnegie Endowment for International Peace, 2019 Carnegie International Nuclear Policy Conference, A Conversation with U.S. Special Representative Stephen Biegun, Washington D.C., Monday, March 11, 2019, pp. 21-22; pp.39-40.
- 56 “Full Transcript of ‘Face the Nation’ on March 3, 2019” <<https://www.cbsnews.com/news/full-transcript-of-face-the-nation-on-march-3-2019/>>.
- 57 これはボルトンのフォックステレビでの発言であるが、管見の限り発言を記録したものはない。引用は第2回米朝首脳会談後のボルトンのテレビでの発言を纏めた Sarah Kim, “Bolton Details Deal U.S. Offered : Kim Rejected Plan That Asked for Nukes, Missiles, Other WMDs Mar 05, 2019” <<http://koreajoongangdaily.joins.com/news/article/article.aspx?aid=3060109>> による。
- 58 「朝鮮外務省通告集会で明らかにされた米国の傲慢と詭弁——非核化遅延策に対する断固たる対応」『朝鮮新報』2019年3月27日。なお、ボルトンが手交した紙を入手したというロイター電によると、そこで米国は、核兵器の引き渡しに加え、核施設、化学・生物兵器計画とこれに関連する軍民両用施設、弾道ミサイル、ミサイル発射装置および関連施設の完全な廃棄を求めた上、核計画の完全な包括的申告、米国および国際査察団の全面的受け入れ、全ての核関連活動と新規施設の建設中止、全ての核関連インフラの廃棄、全ての核計画に科学者と技術者の商業部門への異動が含まれていたという。See, Lesley Wroughton, David Brunnstrom, “Exclusive: With a Piece of Paper, Trump Called on Kim to Hand over Nuclear Weapons” <<https://www.reuters.com/article/us-northkorea-usa-document-exclusive/exclusive-with-a-piece-of-paper-trump-called-on-kim-to-hand-over-nuclear-weapons-idUSKCN1RA2NR>>.
- 59 Carnegie Endowment for International Peace, p. 22.
- 60 “Interview: Steve Hilton Interviews Donald Trump on Fox News' the Next Revolution - May 19, 2019” <<https://factba.se/transcript/donald-trump-interview-steve-hilton-fox-telephone-may-19-2019>>.
- 61 「〔単独〕トランプ、北に制裁解除‘スナッチバック’合意の試み…ボルトンが反対、登録 2019-03-25

- 22:58:57、修正 2019-04-01 09: 44: 05」<[http://www.newsis.com/view/?id=NISX20190325\\_0000598604&cID=10301&pID=10300](http://www.newsis.com/view/?id=NISX20190325_0000598604&cID=10301&pID=10300)>. これは、韓国のインターネットサイト NEWSIS が3月15日の説明会での崔善姫の発言（全文）と質疑応答の録音（一部）を入手し、同月25日に報じたものである。実際には、16年から17年までに国連安保理が北朝鮮に対して採択した経済制裁決議は計6件あるが、そのうち崔善姫は17年6月2日に採択された国連安保理決議第2356号（S/RES/2356）を挙げていない。この決議は新たに14人4団体を資産凍結対象に指定したが、他の5件の決議との比較でいえば、李容浩がいう「民需経済と人民生活に支障を与える」とは判断されなかったと考えられる。
- 62 Carnegie Endowment for International Peace, pp. 13-14. なお、ボルトンも北朝鮮が求めた経済制裁の緩和を「相当な (substantial)」と説明していた (See, “Full Transcript of ‘Face the Nation’ on March 3, 2019”).
- 63 「〔単独〕トランプ、北に制裁解除 ‘スナップバック’ 合意の試み」。
- 64 金正恩 『現段階での社会主義建設と共和国政府の対内外政策について——朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議第14期第1次会議で行った施政演説、主体108（2019）年4月12日』平壤、朝鮮労働党出版社、2019年、31頁。
- 65 Carnegie Endowment for International Peace, pp. 42-43.
- 66 「2019 第1次国家安全保障会議 (NSC)、2019. 3. 4」『文在寅大統領演説文集（第2巻・下）』ソウル、大統領秘書室、2019年、269頁。同様の発言として、「文在寅大統領、聯合ニュースおよび世界6大ニュース通信社合同紙面インタビュー」『報道参考資料』（2019年4月26日）、9頁。
- 67 「第100周年3・1節記念式記念辞 2019. 3. 1」『歩んできた道 歩む道 100年 文在寅大統領演説文選集』ソウル、青瓦台大統領秘書室、2019年、52-54頁。
- 68 “Senior State Department Official on North Korea Special Briefing, Senior State Department Official, March 7, 2019” <<https://www.state.gov/senior-state-department-official-on-north-korea/>>.
- 69 “Remarks by President Trump and President Moon Jae-in of the Republic of Korea Before Bilateral Meeting, Oval Office, April 11, 2019” <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-president-moon-jae-republic-korea-bilateral-meeting/>>.
- 70 “Interview With Jake Tapper of CNN State of the Union, Michael R. Pompeo, Secretary of State, Washington, D.C., February 24, 2019” <<https://www.state.gov/interview-with-jake-tapper-of-cnn-state-of-the-union/>>.
- 71 金正恩、前掲、27頁。
- 72 「大統領の課題は『覇権的発想の克服』——朝米が生産的な対話に続くための要件」『朝鮮新報』2019年3月22日。
- 73 Carnegie Endowment for International Peace, pp. 11-12.
- 74 Michael Crowley and David E. Sanger, “In New Talks, U.S. May Settle for a Nuclear Freeze by North Korea,” *The New York Times*, June 30, 2019.
- 75 これについてオータガス (Morgan Ortagus) 米國務省報道官は、ビーガンとの対話を通じて「凍結」は「最終目標ではなく」、「最初の段階として実現させたい」としつつ、トランプ政権が「凍結」を「目標としたことはないはず」と述べていた。See, “Department Press Briefing, July 9, 2019, Morgan Ortagus, Department Spokesperson, July 9, 2019” <<https://www.state.gov/briefings/department-press-briefing-july-9-2019/>>.
- 76 Carnegie Endowment for International Peace, p. 13.
- 77 金正恩、前掲、29頁。
- 78 本紙政治報道班「第2回朝米首脳会談第2日会談進行——わが党と国家、軍隊の最高指導者金正恩同志が、米合衆国大統領ドナルド・ジェイ・トランプと再びお会いになり、会談をされた」『労働新聞』2019年3月1日。

